

産業廃棄物処理計画書		令和 6 年 6 月 26 日
熊本市長	(宛)	
提出者 住所 福岡県福岡市博多区 博多駅前2丁目11番16号 氏名 株式会社森本組 九州支店 支店長 安達 将嗣 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 092-483-0765		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	株式会社森本組 九州支店	
事業場の所在地	熊本市内一円	
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	総合工事業	
②事業の規模	4,879 百万円	
③従業員数	50 人	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	1・がれき類 ⇒ 中間処理施設(破碎) ⇒ 再生品利用(路盤材など) 2・木くず ⇒ 中間処理施設(破碎) ⇒ 再資源化(チップ材など) 3・紙くず ⇒ 中間処理施設(破碎) ⇒ 再資源化 4・廃石膏ボード ⇒ 中間処理施設(破碎) ⇒ 再資源化 5・建設混合廃棄物 ⇒ 中間処理施設(破碎) ⇒ 再資源化(建設材料など) ⇒ 最終処分(埋立)	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

管理体制は、工事が土木作業所と建築作業所を管理する。

- 1・九州支店長(処理計画統括責任者) ⇒ 工事部 ⇒ 土木作業所(処理計画作成担当者)
⇒ 廃棄物処理責任者(廃棄物担当者)
- 2・九州支店長(処理計画統括責任者) ⇒ 工事部 ⇒ 建築作業所(処理計画作成担当者)
⇒ 廃棄物処理責任者(廃棄物担当者)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず	コンクリートがら	建設汚泥	管理型建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	木くず		
排出量	0.60 t	275.72 t	1,547.70 t	10.50 t	4.88 t	1.97 t	t	t
産業廃棄物の種類								
排出量	t	t	t	t	t	t	t	t

(これまでに実施した取組)

がれき類、紙くず、木くず、廃石膏ボード等については、再生資源化に努めました。

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず	コンクリートがら	建設汚泥	管理型建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	木くず		
排出量	0.00 t	100.00 t	700.00 t	5.00 t	2.00 t	1.00 t	t	t
産業廃棄物の種類								
排出量	t	t	t	t	t	t	t	t

(今後実施する予定の計画)

今後もがれき類、紙くず、木くず、廃石膏ボード等については、再生資源化に努めます。

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

各作業所内にコンテナを設置し廃棄物の分別に努めました。

② 計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

引き続き各作業所内で発生する廃棄物を分別し管理します。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】									
①現状	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず	コンクリートがら	建設汚泥	管理型建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	木くず		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t		t		t		t
	産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t		t		t		t
(これまでに実施した取組)									
自ら再生利用を行った産業廃棄物はありません。									
【目標】									
②計画	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず	コンクリートがら	建設汚泥	管理型建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	木くず		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t		t		t		t
	産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t		t		t		t
(今後実施する予定の計画)									
今後も、自ら再生利用を行う産業廃棄物はありません。									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】									
①現状	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず	コンクリートがら	建設汚泥	管理型建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	木くず		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t		t		t		t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t		t		t		t
	産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t		t		t		t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t		t		t		t
(これまでに実施した取組)									
自ら産業廃棄物の中間処理を行ったことはありません。									
【目標】									
②計画	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず	コンクリートがら	建設汚泥	管理型建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	木くず		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t		t		t		t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t		t		t		t
	産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t		t		t		t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t		t		t		t
(今後実施する予定の計画)									
今後も、自ら産業廃棄物の中間処理を行うことはありません。									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】								
① 現状	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず	コンクリートがら	建設汚泥	管理型建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	木くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
（これまでに実施した取組）								
自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはありません。								
【目標】								
② 計画	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず	コンクリートがら	建設汚泥	管理型建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	木くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
（今後実施する予定の計画）								
今後も、自ら産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行うことはありません。								

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】									
産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず	コンクリートがら	建設汚泥	管理型建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	木くず			
全処理委託量	0.60 t	275.72 t	1,547.70 t	10.50 t	4.88 t	1.97 t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	0.60 t	275.72 t	0.00 t	10.50 t	4.88 t	1.97 t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	0.60 t	275.72 t	1,547.70 t	10.50 t	4.88 t	1.97 t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	t	t	t
産業廃棄物の種類									
全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託料	t	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施しています。再資源化率の高い業者を選定しています。									

①計画		【目標】									
産業廃棄物の種類		ガラスくず・陶磁器くず	コンクリートがら	建設汚泥	管理型建設系混合廃棄物	廃プラスチック類	木くず				
全処理委託量		0.00 t	100.00 t	700.00 t	5.00 t	2.00 t	1.00 t				
優良認定処理業者への処理委託量		0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t				
再生利用業者への処理委託量		0.00 t	100.00 t	700.00 t	5.00 t	2.00 t	1.00 t				
認定熱回収業者への処理委託料		0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t				
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t				
産業廃棄物の種類											
全処理委託量											
優良認定処理業者への処理委託量											
再生利用業者への処理委託量											
認定熱回収業者への処理委託料											
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量											
(今後実施する予定の取組)											
がれき類・紙くず・木くず、廃石膏ボード等については、確実に再生利用できるように努めます。 建設系混合廃棄物などについては、分別を徹底し最終処分の処理量を減らすよう努めます。											
※事務処理欄											

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

第 面 について